

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第11号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年6月16日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱の一部を改正する告示

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免取扱要綱（平成20年秋田県後期高齢者医療広域連合告示第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「令和元年度分から令和3年度分まで」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改め、「令和3年4月1日以後」を「令和4年4月1日以後」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療徴収猶予及び減免取扱要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。